

令和8年度第2回丹波篠山市総合教育会議 議事録

1 日 時

令和8年7月30日（木） 17時00分～17時39分

2 場 所

丹波篠山市役所第2庁舎 3階 2-301, 302 会議室

3 会議に出席した構成員

市 長 酒井 隆明

教育委員会

教 育 長 丹後 政俊

教育委員 西田 正志

教育委員 吉良 佳晃

教育委員 倉 真智子

教育委員 吉川 陽子

4 事務局出席者

学校教育部 部 長 河南 剛

こども未来部 部 長 中野 悟

社会教育部 部 長 岸野 良広

学校教育部 次 長 小嶋 拓也

学校教育課 課 長 石井 健一

学校教育課 副課長 岸本 純平

社会教育課 課 長 辻川 貴志

教育総務課 課 長 山内 俊秀

教育総務課 副課長 近成 和泉

5 次第及び協議事項

別紙のとおり

酒井市長	1 開会 前回に続き、子どもたちにできるだけ部活動の機会を与えていくことと先生方の働き方改革の中で負担軽減を図りながら、どのようにうまくやっていくかという大きな課題を考えたいと思う。本日はこれまでの考え方や他の自治体の例などを紹介いただき、引き続き検討していきたい。よろしくお願いします。
酒井市長	2 協議事項 (1) 部活動の地域展開について 資料について、学校教育課より説明願う。
小嶋次長	●資料1に基づき説明 ＜主な質疑応答＞
酒井市長	資料1は、学校の先生方が放課後に部活動に関与できないということが書かれている。できないのであれば、学校としてどう関与できるのかということになる。平日の勤務時間内に地域クラブの指導に関わることができないのが一番の課題である。学校は何時に終わるのか。
小嶋次長	6時間の授業の日は教育課程が16時ぐらいまで、5時間の授業の日は15時ぐらいである。
酒井市長	部活動は16時15分ぐらいから開始となる中、学校の先生が仮に地域クラブの一員となっていた場合、何時から指導ができるのか。
西田委員	勤務時間が終了した後、おおむね16時40分か45分以降になる。
酒井市長	17時くらいになってしまうのか。その根拠は何か。
西田委員	勤務時間内は給料が発生している。年休は民間企業でいうところの有給休暇であり、その分も給料に含まれている。また、専免で勤務を免除されても、その分が減額されるわけではないので、勤務を離れて違う職務に就くことはできないというのが県及び国の考えである。
酒井市長	今まで部活動の指導をしてきたのに、地域クラブの一員となって、子どもたちを指導するのが教員としての仕事外のことになるのか。極端過ぎると思う。
西田委員	だから、先日、県教育委員会の事務局職員に出会ったときに、平日の地域展開を求めるのであれば、そこを何とかしないと絶対に進まないと話した。
酒井市長	これを頭から駄目だというのであれば、全く先生は指導できなくなり、子どもたちも学校が終わってから長時間学校にいるなどしないと部活動ができなくなってしまう。
西田委員	そこについて国は特に考えていない。
酒井市長	県の考え方もはっきりしていない中、課題としておいておく。

西田委員	地域展開は令和 13 年までに完了ということが示される中で、国の考えを言わないということは、そこは知らないというのが国の考え方であると思う。
酒井市長	この課題について、こちらも尋ねてみるが、国や県に聞ける人があれば聞いてほしい。
西田委員	本市出身の中学校教師で、県教育委員会の義務教育担当次長がいるので、彼に聞けば、答えてくれると思う。
小嶋次長	●資料 2 に基づき説明
酒井市長	来年度、10 番の地域クラブまでできるとして、ホッケー男子であれば、平日は、例えば丹南中学校の子はどこで、休日はどこで活動するのか。部活動ごと、学校ごとに子どもたちがどこで活動をするのかを分かりやすく整理してほしい。
小嶋次長	平日は基本的には学校部活動を単位として学校の先生方が指導している。地域クラブが設立された競技については、休日は記載の活動場所で行っている。
酒井市長	地域クラブとして平日に人を派遣してもらえるのか、それとも別個に指導員として市が派遣するのか。平日は、地域クラブが関与できないことになるのか。
小嶋次長	資料 2 の表で、サッカー、剣道、バスケットボールの平日の欄に金額が入っているのは、学校に部活動はないが、地域クラブに所属している子が週 1 回ぐらい集まって練習したいというニーズがあり、夜間に地域クラブの指導者に指導いただいているものである。
酒井市長	全体としては分かった気がするが、個別には分からないので、種目ごとに整理してほしい。
小嶋次長	資料 2 の 1 番下の表に、平日どこで行っているのかを追記する。今の時点で平日に対応いただいているクラブは、サッカーと剣道で、今後バスケットボールの予定がある。それ以外は、各学校で部活動として行っている状況である。週 1 回程度のことであるが、どこで行っているかは、欄を設けて記載する。
酒井市長	平日の何曜日にどこで行っているのか教えてほしい。火曜日に剣道が行っているのであれば、あとの曜日は学校で行っているのか。
小嶋次長	平日は学校部活動がある。地域クラブの指導者は平日勤務されている方が多いので、平日は夜に集まることでしか指導しにくい状況がある中、地域クラブを育てていくことが、教育委員会としての大きな目標である。勤務時間に先生方が関わることで自体の難しさが根本的にある中、スポーツ協会とも連携して、人材の確保に努めていくのが大切な仕事であると思っている。今、部活動指導員で活動していただいている方々の力もお借りしな

酒井市長	がら、地域クラブと連携・協働し、進めていけたらと思っている。
小嶋次長	地域クラブが平日まで指導することは非常に難しい種目が多いということか。
酒井市長	夜であれば、対応できる方が多いと思う。教員も同じであるが、多くの方が働いている時間帯に地域クラブでやっていただくこと自体の難しさがある。郡上市も同じように、夜であればということで教員がそこに関わっていることが多いというお話であった。
小嶋次長	自分の学校で授業が終わってから、今までのように部活動をするとなると、地域クラブではなくて、指導員のような形でしか難しいということですね。
酒井市長	まだ協議が始まったばかりであるが、地域クラブとの連携の中でやっていけたらと思っている。
酒井市長	部活動ごとに何中学に何人いて、土曜・日曜はどこで活動しているか現状を整理してください。
酒井市長	次に、郡上市の例を参考に報告いただきたい。郡上市とは災害時応援協定を結んでおり、郡上市の祭りに行った際、郡上市の教育長が平日も地域展開して地域クラブが見ているとおっしゃっていた。郡上市は非常に面積も広いが、全市的にやっているとおっしゃるので、その概要を調べてもらった。これがそのまま本市に当てはまるわけではないが、説明願う。
小嶋次長	●資料 3 に基づき説明
酒井市長	地域クラブの一員として先生方が関わっておられるが、午後 6 時以降ということは知らなかった。やはり先生が関われないことが一番大きな課題であると思う。午後 6 時からでは暗くなってしまう中、種目によっては施設の照明があればできるものの、毎晩出ていって部活動をするのがよいのかという課題もある。
丹後教育長	郡上市の教育長にお聞きしたところ、人口は本市とそれほど変わらないが、中学校が 8 つあるので学校ごとの規模が小さい。部活動の種目がどんどん減っていく中、種目がないことによるスポーツ離れを心配して、それが地域展開を始めた一つの理由でもあると聞いた。休日は 1 か所で集まるが、人数が少ないので、平日は小学生も入れて中学校区ごとに活動している。小学生も一緒にしないと、団体の種目ができない。保護者の中には、集団の競技をやりたいから、送迎するので平日も 1 か所にしてほしいという要望もあると聞いた。
酒井市長	本市は基本的に保護者の送迎対応の可否で影響がないように、これまでどおり、子どもたちに部活動の機会を与えたいという発想で検討してきており、これは大部分の方の意見でもある。毎回、親の送迎が必要となれば、限られた子しか部活動ができなくなってしまうので、いかにその体制を整

	えるかということが課題であると思う。 これまでの部活動は学校の先生の負担だけに頼ってきたことによって部活動が皆に等しく保障されて、成長機会が作られてきた。しかし、もう先生の負担だけで、部活動は続けられない中、地域、保護者、学校みんなでその負担を分かち合おうというのが、地域展開の趣旨であると理解している。先生だけに負担を押しつけられないということは理解する一方で、勤務時間は全く駄目だということであれば、学校や先生にはどのような形で部活動への協力をしてもらえることになるのか。
丹後教育長	今も休日の地域クラブに関わっていただいている先生方もおられるので、平日も勤務時間が終わってから、地域クラブの一員として関わろうという人は一定数はいるとは思っている。
酒井市長	学校として、何かしらの協力はできないのか。郡上市の例であれば、学校から全く関係なくなってしまう。郡部はどれも同じだと思うが、丹波篠山市は距離的なことをどうするかという課題がある。何も考えなかったら、地域クラブで行けるところだけ行きなさい、行けない子は知りませんということになってしまいかねない。 こうした中、執務時間内に先生が指導できるかできないかについて、確認してほしい。
小嶋次長	県教育委員会に再度確認するが、他市も含め同様の状況の中、本市の学校の先生だけイレギュラーな勤務体制をとることは同じ県費職員として難しいと認識している。
酒井市長	もし先生が指導できないのであれば、部活動指導員を全て市の負担でつけないといけないということになり、ひどいと思う。そうなれば、全額ではないが市が負担することになる。県が全額補償するとは一切言っていない。
小嶋次長	県や他市も含めて、低廉な額で地域クラブの運営負担を保護者に考えてもらわないといけない状況で、今動いているところであり、補助の額についても、先日要望をしてきたところである。
酒井市長	本市では、直ちに地域クラブが平日まで見ていただけるような体制構築は難しいと思われる。そうなると、先生か指導員しか方法はないが、どういった形でどれぐらいの人数で抑えられてきちんとできるかを考えていきたいと思うので、部活動ごとに整理いただきたい。
小嶋次長	部活動指導員は地域クラブの傘下で行うこともあるという認識でよいのか。
酒井市長	いろんなことを考えないといけないのではないかと。地域クラブが平日まで関与はするが、その人を指導員としてやろうというところもあれば、平日はできないので市の責任においてやってくださいと言われるのであれば、独自に指導員をつけないといけないと思う。一律にはいかないと思っている。種目ごとにできるだけの体制をとるしかないのではないかと。

	教育委員の皆さんにはいろんなところの話を聞いていただいて、どういった例があるなど、何か提案があればしていただきたいと思う。 それでは、次回は 8 月 27 日 18 時から開催する。
--	---